明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**九三）　一

〔告　示〕
○警備業法の規定により登録講習機関の登録をした件（**国家公安委**一九）　三
○除籍の一部が滅失した件（**法務**一七四）
○除籍が滅失した件（**同**一七五）
○日本国に帰化を許可する件（**同**一七六）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（**同**一七七）　四
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**二〇～二二）
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（**厚生労働**二二五）
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**八二三、八二四）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**八二五～八二八）　五
○保安施設地区の指定をする件（**同**八二九）
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**八〇一）
○大分川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**九州地方整備局**一〇二）　六

〔国会事項〕
内閣法制局　人事院　カジノ管理委員会　財務省・農林水産省　農林水産省　林野庁　水産庁　運輸安全委員会

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項

〔人事異動〕
内閣法制局　人事院　カジノ管理委員会　財務省・農林水産省　農林水産省　林野庁　水産庁　運輸安全委員会　六

〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
保障契約証明書の無効について（関東運輸局）　七
国家試験
二千二十三年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（人事院）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁　六
財団、国営土地改良事業の工事完了関係　六
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他　三

省令

○厚生労働省令第九十三号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第二十四条第二項並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十一条第一号及び第二号の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第一条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別高額医療費共同事業交付金の額の算定方法）	（特別高額医療費共同事業交付金の額の算定方法）
第十八条　算定政令第二十四条第二項に規定する特別高額医療費共同事業交付金の額は、各都道府県につき、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額とし、法第四十五条第五項の規定により国民健康保険団体連合会若しくは社会保険診療報酬支払基金（以下この条において「支払基金」という。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書（入院外の診療報酬明細書に係る診療報酬請求書であつて、歯科診療以外の診療に係るものに限る。）若しくは指定法人（法第七十五条の五第一項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を	**第十八条**　算定政令第二十四条第二項に規定する特別高額医療費共同事業交付金の額は、各都道府県につき、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額であつて指定法人（法第七十五条の五第一項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合算額とする。